

十九八七	六五四	三	二	一	条成省
払経利募発種額	払発	の法發号名			件十令國財
込過集類面込	行	條律行稱			等第債務
み利の行金行	方法	項及の			平第省告
子価額金		び根			十四年發行
の率格日	額法	び			成三十號)
		そ拠			年十二月二
		記			十一年與三十

(一) 年額平円五三額集郵二關の平回利付
 面成、万百面の政十すた成(昭和五十七年大藏省令)
 郵政・金十一円三金取事号るめ十年正十郎
 三額四億、十額扱業(法の四年利付國庫債券(五年)(第二十二号)
 パ百年円十億でい庁律公年
 額一千円十及万千三及長官債度
 を次第の算セに月び円六百三及官債度
 第十算式セに月び円六百三及官債度
 トき十億百五十得よに四十行ける
 七式に払トき十億百五十得よに四十行ける
 号は、払トき十億百五十得よに四十行ける
 もにによ円日の円万万円よ國債年特政
 の規り込五六、円千種千萬行募第ニ行當
 と定算金錢出額

に十金前次に掲げる國債については、
 掲を額記か(一)の算式に該金額を發行したに算出する、のし
 乗じらるに十金前次に掲げる國債については、
 国債金額を發行したに算出する、のし
 借りた當該金額を發行したに算出する、のし
 行たに算出する、のし
 時だ百算出する、のし
 にし分出する、のし
 お、のし
 い次二たは、

額面金額及び登録金額の総額× $\frac{0.3}{100} \times \frac{31}{365}$

そが金と平
の銀額し成

八 口

イこ率人額記外て

翌行を、十件すは条税第第発はにさ子り泉債以いニ大関括とをがに(一)国取
営休支次五をる第の特百十行一發混れに發登徵の下う号藏す登發が乗適當の法得
業業払の年満利九二別七条時括行藏る係行錄収利同。に省る錄行でじ用該算人す
日日う算三た子条、措十、に登時寄一る時ささ子じ以規令省へ時きたを非式である
にに。式月すのの第置六第お錄に託括所にれれに。下定第令國にる金受居にあ者
支当たにニも非三四法条十いさおさ登得おるる係が同す四へ債お。額け住よるが
払ただよ十の課第条第一てれいれ錄税いも者るさじる号昭のい
うるしり日を税二の四一条、なてるにがてのの所れ。一、和一て
へと、算を除に項三条項若所い、も係源、記得てを括第五括登
以き支出支く係に若、又し得も登のる泉そ名税い除登二十登錄
下は払し払る規し第はく税の錄口徵のにがるく錄条五錄へ
、期た期。要定く四租は法へ又座収利よ源國。を第年に一

十
七
六
五
四
三

払
募
集
期
期
日
間
払
元
場
利
所
金
支
額
償
還
期
期
限
償
還
利
期
子
以

平四平取国日額平利てを毎
成年成扱債本面成子、支年
十十十店代銀金十をそ払三
四月四並理行額九支の期月
年十年び店の百年払日と二
五十に及本円九う以し十
月日月取りび店に月。前、日
二ま八扱国、つ二六各及
十で日郵債支き十月支び
一か便元店百日間払九
日から局利、円に期月
平成金支代理店、
十払属に二期月
すお十
るい日

額面金額又は登録金額 $\times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$
する次号及び期日について同じ。)。規定
期日について同じ。)。規定